

相続財産のありかを探す手がかり

・現金	金庫、貸金庫など
・預金	通帳、カードなど
・不動産	権利証 固定資産税の通知書 名寄帳など
・有価証券	金庫、貸金庫など 証券会社からの郵便物など
・生命保険	契約書、保険証書など
・自動車、バイク	自宅、車庫、駐車場など
・ネットバンキング ・仮想通貨など	郵便物 パソコン、スマホなど
・借金 ・未納の税金などの マイナスの財産	・郵便物（請求書など） ・契約書 ・通帳やクレジットカードの明細

※ 財産の内容を知ることが相続を考える第一歩です。財産を残される側の方があらかじめご自身の財産を一覧しておく、残されたご遺族の労力は大幅に減ります。